## 議第18号

## 滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県行政機関設置条例(平成21年滋賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表滋賀県中央子ども家庭相談センターの項中「、甲賀市、野洲市および湖南市」を「および野洲市」に改め、同表滋賀県彦根子ども家庭相談センターの項中「近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡」を「米原市」に改め、同表に次のように加える。

第12条第3項中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第4項中「売春防止法第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際法令の規定により滋賀県中央子ども家庭相談センターもしくは滋賀県彦根子ども家庭相談センターの長がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の目前に法令の規定により滋賀県中央子ども家庭相談センターもしくは滋賀県彦根子ども家庭相談センターの長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては滋賀県日野子ども家庭相談センターの長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、滋賀県日野子ども家庭相談センターの長がした処分その他の行為または滋賀県日野子ども家庭相談センターの長に対してなされた申請その他の行為とみなす。